

## 平成19年度のPRTRデータの概要をお知らせします ー化学物質の排出量・移動量の集計結果(長野県分)ー

環境省及び経済産業省は、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質排出移動量届出制度(PRTR制度)により、事業者から届出のあった化学物質の排出量・移動量等の集計結果を、本日公表しました。

国の集計結果をもとに、県内の化学物質の排出量・移動量について、まとめましたのでお知らせします。

### 1 届出排出量・移動量

対象事業者から届出のあった、平成 19 年度の県内の事業所からの排出量・移動量については次のとおり。

- ・ 届出事業所数 1,325 事業所 (前年度より 16 事業所の減少)
  - ・ 届出排出量 2,580 トン (前年度より 272 トン、9.5%の減少)
  - ・ 届出移動量 1,772 トン (前年度より 152 トン、7.9%の減少)
- 平成 19 年度の県内の特徴は、全国同様届出排出量が減少しました。

### 2 届出外排出量の推計値

国が推計を行った県内の届出対象以外の事業所や、家庭、自動車等からの排出量は次のとおり。

- ・ 届出外排出量 5,322 トン (前年度より 656 トン、11%の減少)

### 3 届出排出量と届出外排出量(推計値)の合計(上位 5 物質)

①トルエン	2,328 トン
②キシレン	1,381 トン
③ジクロロメタン(塩化メチレン)	695 トン
④エチルベンゼン	400 トン
⑤トリクロロエチレン	329 トン

環境部水大気環境課大気保全係  
(課長) 木村元一 (担当) 掛川英男  
電話 : 026-235-7177 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2762  
FAX : 026-235-7366  
E-mail:mizutaiki@pref.nagano.jp

## 長野県の平成 19 年度 PRTR データ集計結果の概要

### 1 届出排出量・移動量

内 訳		長野県		全 国	
		量 (ト)	割合 (%)	量 (千ト)	割合 (%)
排 出	大気への排出	2,473	56.8	210	45.9
	公共用水域への排出	107	2.5	10	2.2
	土壌への排出	0.0	0.0	0.35	0.1
	事業所内での埋立処分	0.0	0.0	14	3.1
	小 計	2,580	59.3	234	51.3
移 動	事業所の外へ廃棄物としての移動	1,760	40.4	221	48.3
	下水道への移動	12	0.3	1.9	0.4
	小 計	1,772	40.7	223	48.7
合 計		4,352	100	457	100

### 2 届出外排出量の推計値

内 訳	長野県		全 国	
	量(ト)	割合(%)	量(千ト)	割合(%)
対象業種からの届出外排出量の推計値	1,093	20.5	56	19.0
非対象業種からの排出量の推計値	822	15.5	91	31.1
家庭からの排出量の推計値	716	13.5	47	15.9
移動体からの排出量の推計値	2,690	50.5	99	34.0
合 計	5,322	100	292	100

### 3 届出排出量と届出外排出量（推計値）の合計（上位 5 物質）

#### (1) 長野県

物 質	届出排出量(ト)	届出外排出量(ト)	合計(ト)	割合(%)
トルエン	789	1,539	2,328	29.5
キシレン	345	1,036	1,381	17.5
ジクロロメタン（塩化メチレン）	647	48	695	8.8
エチルベンゼン	104	297	400	5.1
トリクロロエチレン	308	21	329	4.2
5 物質計	2,192	2,941	5,134	65.0

#### (2) 全 国

物 質	届出排出量(千ト)	届出外排出量(千ト)	合計(千ト)	割合(%)
トルエン	98	66	164	31.1
キシレン	43	61	104	19.7
エチルベンゼン	16	16	33	6.2
ジクロロメタン（塩化メチレン）	18	2.0	20	3.9
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（C＝12～15）	0.18	18	18	3.5
5 物質計	176	163	339	64.4

### 4 その他

県内の集計結果の詳細は、長野県の「PRTR制度のページ」に掲載しています。  
 アドレス <http://www.pref.nagano.jp/kankyo/mizutaiki/taiki/prtr/t-prtr.htm>  
 また、経済産業省及び環境省のホームページでは、全国の集計結果や個別事業所データを公表しています。

## 1 排出量・移動量の届出状況

長野県内で、平成20年4月1日から平成20年6月30日までの間に、平成19年度排出量等の届出を行った事業者総数は1,325事業所でした。

業種別及び地域別の届出状況は次のとおりです。

### (1) 業種別の届出件数状況

(単位：事業所)

業種	届出数		業種	届出数		
	H19	H18		H19	H18	
製 造 業	食料品製造業	14	14	ガス業	20	16
	飲料・たばこ・飼料製造業	1	1	下水道業	92	102
	繊維工業	1	1	鉄道業	1	1
	衣服・その他の繊維製品製造業	1	1	倉庫業	3	3
	木材・木製品製造業	5	5	石油卸売業	6	11
	家具・装備品製造業	3	4	燃料小売業	717	719
	パルプ・紙・紙加工品製造業	7	7	洗濯業	1	2
	出版・印刷・同関連産業	5	3	自動車整備業	32	29
	化学工業	12	10	一般廃棄物処理業(ごみ処 分業に限る)	45	44
	石油製品・石炭製品製造業	2	2			
	プラスチック製品製造業	21	25	産業廃棄物処分業	12	8
	ゴム製品製造業	3	3	高等教育機関	2	2
	なめし革・同製品・毛皮製造業	3	3	自然科学研究所	4	4
	窯業・土石製品製造業	12	12	△	△	△
	鉄鋼業	1	1			
	非鉄金属製造業	18	16			
	金属製品製造業	63	62			
	一般機械器具製造業	36	39			
	電気機械器具製造業	112	111			
	輸送用機械器具製造業	29	29			
精密機械器具製造業	29	32				
その他の製造業	12	19				
合 計				1,325	1,341	

### (2) 地域別の届出状況

(単位：事業所)

地域名	市・郡名	届出数	
		H19	H18
佐 久	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	135	141
上 小	上田市、東御市、小県郡	139	135
諏 訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	130	130
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	176	183
飯 伊	飯田市、下伊那郡	140	137
木 曾	木曾郡	21	19
松 本	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	230	231
大 北	大町市、北安曇郡	46	47
長 野	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	250	260
北 信	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	58	58
合 計		1,325	1,341

## 2 集計結果の概要

### (1) 届出排出量・移動量の集計結果

#### ア 届出のあった排出量・移動量

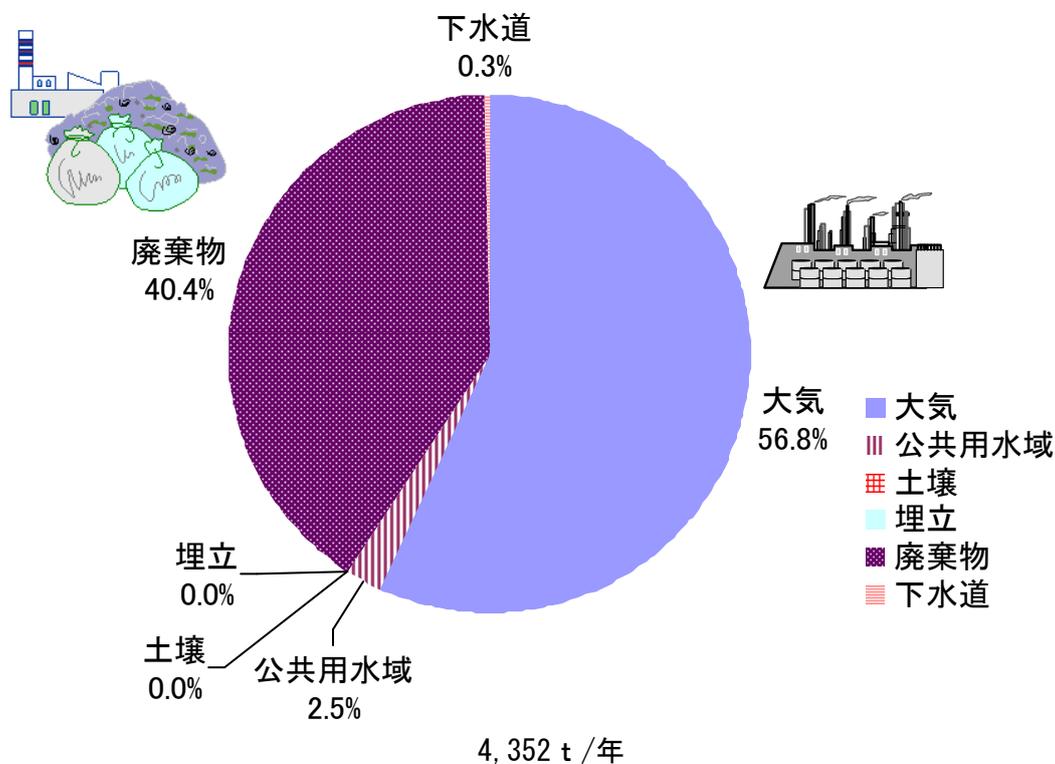
事業者から届出のあった届出排出量は2,580トン、届出移動量は1,772トンで、合計は4,352トンとなっています。

届出排出量の内訳は、大気への排出2,473トン、公共用水域への排出107トン等となっています。

また、移動量の内訳は、事業所の外への廃棄物としての移動が1,760トン、下水道への移動が12トンとなっています。

内 訳		平成19年度		H18年度	
		量 (トン)	割合 (%)	量 (トン)	割合 (%)
排 出	大気への排出	2,473	56.8	2,730	57.2
	公共用水域への排出	107	2.5	122	2.6
	事業所内での埋立処分	0.0	0.0	0.0	0.0
	土壌への排出	0.0	0.0	0.0	0.0
	小 計	2,580	59.3	2,852	59.7
移 動	事業所の外へ廃棄物としての移動	1,760	40.4	1,897	39.7
	下水道への移動	12	0.3	26	0.6
	小 計	1,772	40.7	1,924	40.3
合 計		4,352	100	4,776	100

届出排出量・移動量の構成比



注) 排出量：排出ガスや排水等に含まれて、環境中に排出される化学物質の量

移動量：廃棄物や下水に含まれて、事業所の外に移動した後に処理される化学物質の量

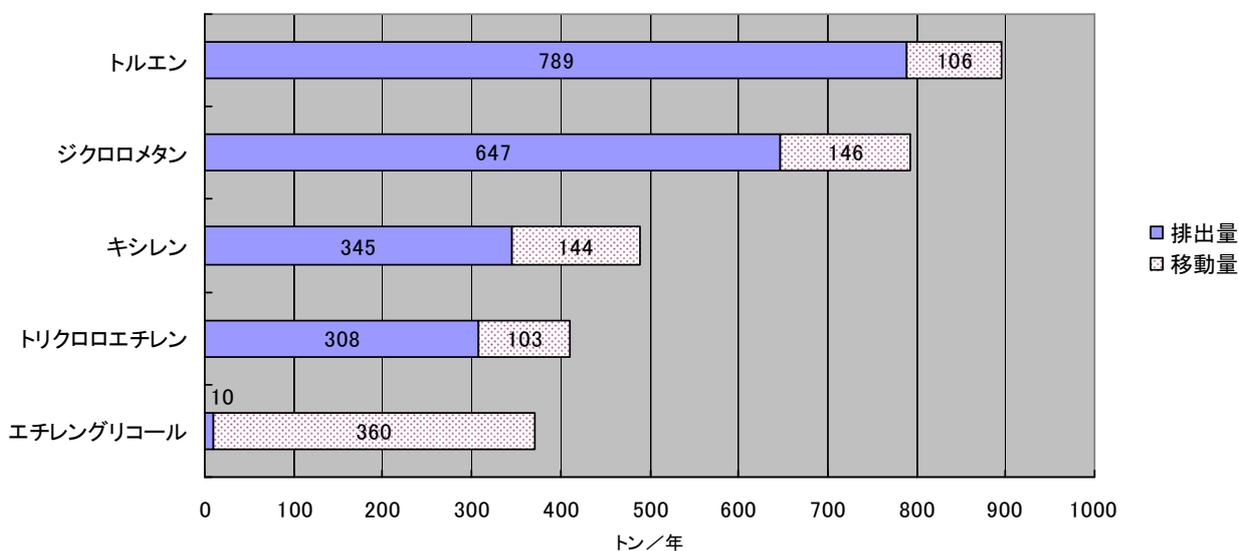
## イ 届出排出量・移動量の多い物質

届出排出量・移動量の多い上位 5 物質の合計は 2,957 トンで、届出排出量・移動量の合計 4,352 トンの 67.9%にあたります。

### <届出排出量・移動量上位 5 物質>

物 質	用 途	平成 19 年度			平成 18 年度		
		順位	量(トン)	割合(%)	順位	量(トン)	割合(%)
トルエン	合成原料、溶剤等	1	894	20.6	1	972	20.4
ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	金属洗浄等	2	793	18.2	2	872	18.3
キシレン	合成原料、溶剤等	3	488	11.2	4	491	10.3
トリクロロエチレン	溶剤、洗浄剤等	4	412	9.5	3	493	10.3
エチレングリコール	添加剤、溶剤等	5	369	8.5	5	327	6.9
合 計			2,957	67.9		3,155	66.1

届出排出量・移動量上位5物質とその量



## ウ 業種別の届出排出量・移動量

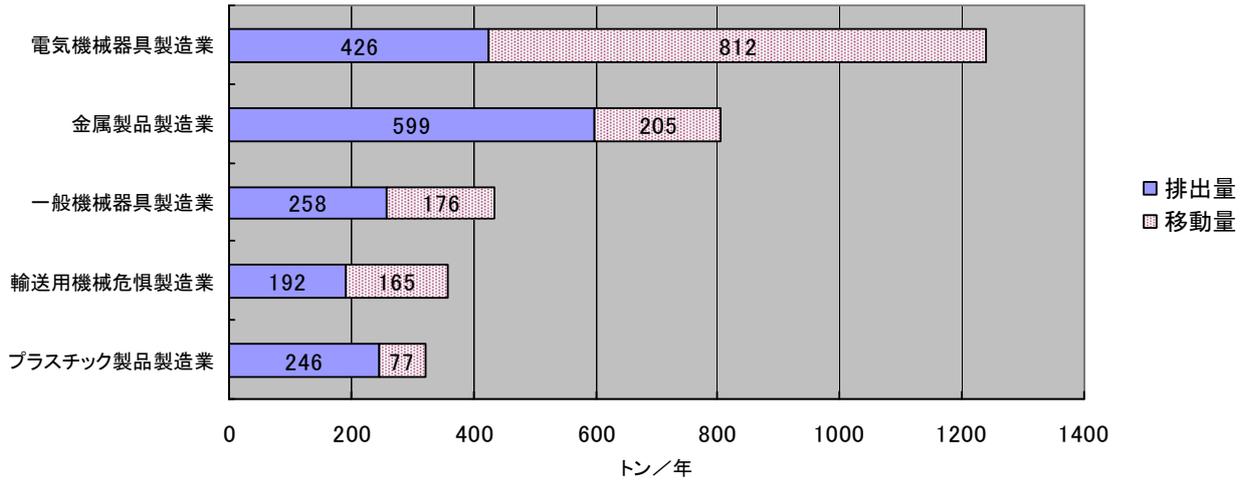
事業者から届出のあった製造業 (22 業種) の排出量・移動量の合計は 4,145 トンで、届出された全業種 (製造業 22 業種、非製造業 12 業種) の排出量・移動量 4,352 トンの 95.2%にあたります。

また、排出量・移動量の多い上位 5 業種の合計は 3,156 トンで、届出排出量・移動量の 72.5%にあたります。

### <届出排出量・移動量の多い上位 5 業種>

業 種	平成 19 年度			平成 18 年度		
	順位	量(トン)	割合(%)	順位	量(トン)	割合(%)
電気機械器具製造業	1	1,238	28.4	1	1,236	25.9
金属製品製造業	2	804	18.5	2	935	19.6
一般機械器具製造業	3	434	10.0	3	497	10.4
輸送用機械器具製造業	4	356	8.2	5	356	7.5
プラスチック製品製造業	5	323	7.4	4	361	7.6
5 業種合計		3,156	72.5		3,385	70.9

### 届出排出量・移動量上位5業種とその量



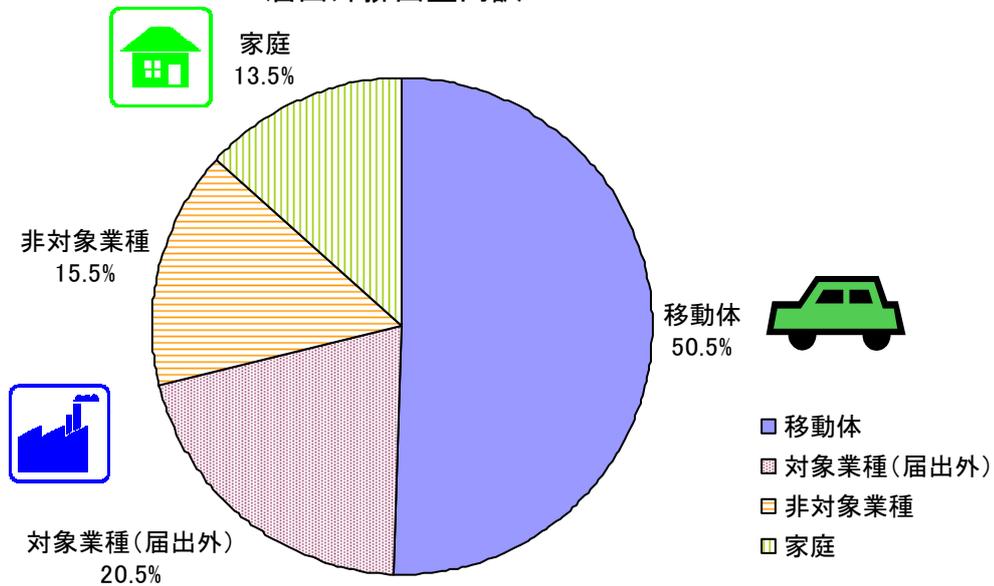
## (2) 届出外排出量の集計結果

### ア 全物質の届出外排出量

経済産業省及び環境省が推計を行った平成19年度県内届出外排出量の合計は、5,322トンです。

内 訳	平成19年度			平成18年度		
	順位	量(トン)	割合(%)	順位	量(トン)	割合(%)
移動体からの排出量の推計値	1	2,690	50.5	1	3,068	50.3
対象業種からの届出外排出量の推計値	2	1,093	20.5	2	1,201	19.7
非対象業種からの排出量の推計値	3	822	15.5	3	1,039	17.1
家庭からの排出量の推計値	4	716	13.5	4	785	12.9
合 計		5,322	100		6,094	100

### 届出外排出量内訳



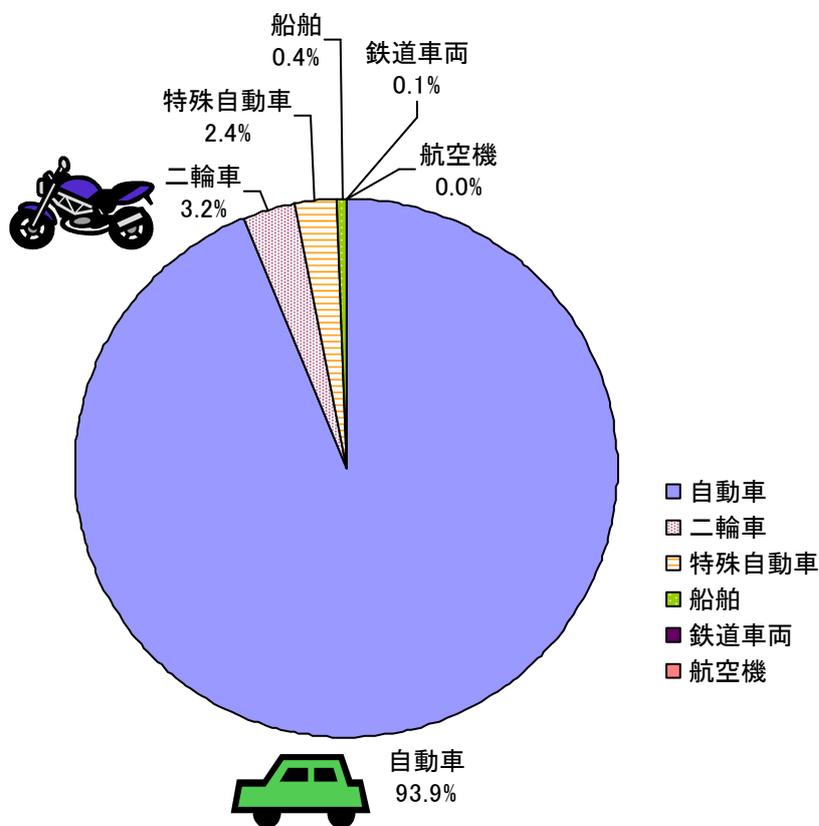
5,322 t / 年

### イ 移動体からの届出外排出量

移動体からの届出外排出量の合計 2,690 トンのうち、自動車からの排出量が 2,525 トンで 93.9% になっています。

内 訳	平成 19 年度			平成 18 年度		
	順位	量(トン)	割合(%)	順位	量(トン)	割合(%)
自動車	1	2,525	93.9	1	2,876	93.7
二輪車	2	86	3.2	2	108	3.5
特殊自動車（産業機械、建設機械、農業機械）	3	65	2.4	3	69	2.2
船舶	4	12	0.4	4	13	0.4
鉄道車両	5	1.4	0.1	5	1.5	0.0
航空機	6	0.7	0.0	6	0.8	0.0
合 計		2,690	100		3,068	100

移動体からの排出量

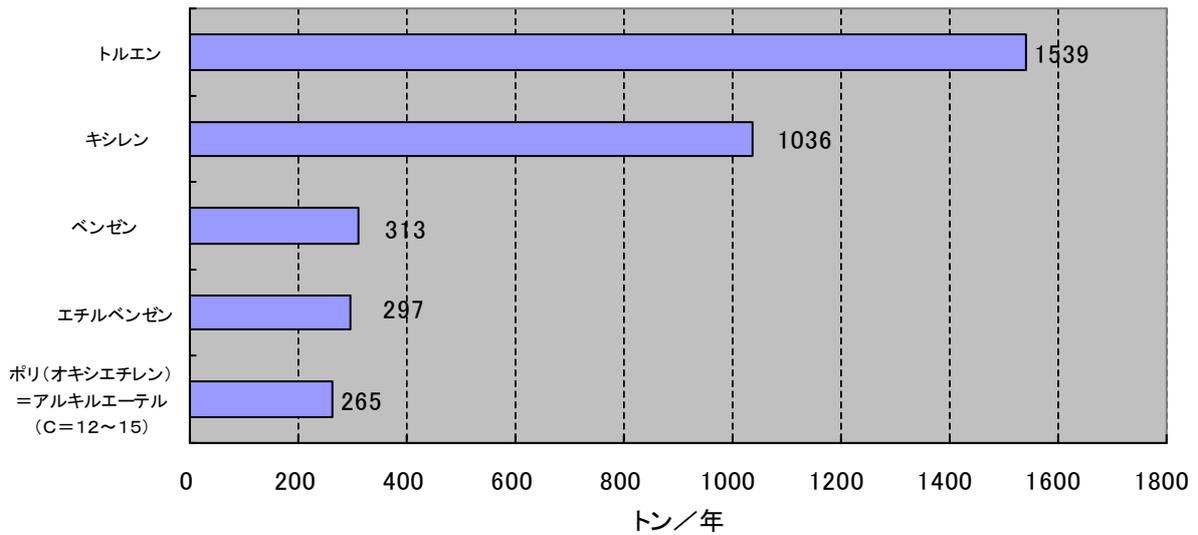


2,690 t /年

### ウ 届出外排出量の多い物質

物 質	平成 19 年度			平成 18 年度		
	順位	量(トン)	割合(%)	順位	量(トン)	割合(%)
トルエン	1	1,539	28.9	1	1,811	29.7
キシレン	2	1,036	19.5	2	1,179	19.3
ベンゼン	3	313	5.9	4	361	5.9
エチルベンゼン	4	297	5.6	3	367	6.0
ポリ（オキシエチレン） ＝アルキルエーテル （C＝12～15）	5	265	5.0	(6)	(262)	(4.3)
ホルムアルデヒド	(7)	(241)	(4.5)	5	279	4.6
上位 5 物質計		3,450	64.8		3,997	65.6

### 届出外排出量上位5物質とその排出量

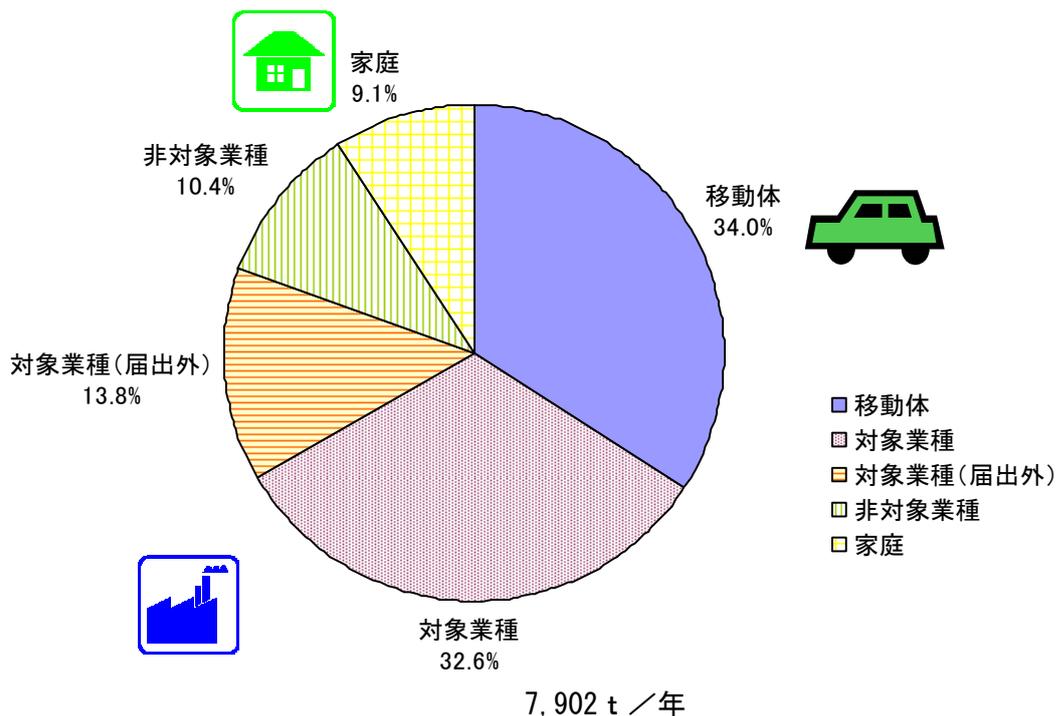


### (3) 届出排出量と届出外排出量（推計値）の合計

#### ア 届出排出量と届出外排出量（推計値）の合計内訳

内 訳	平成 19 年度			平成 18 年度		
	順位	量(トン)	割合(%)	順位	量(トン)	割合(%)
移動体からの排出量の推計値	1	2,690	34.0	1	3,068	34.3
対象業種からの届出排出量	2	2,580	32.6	2	2,852	31.9
対象業種からの届出外排出量の推計値	3	1,093	13.8	3	1,201	13.4
非対象業種からの排出量の推計値	4	822	10.4	4	1,039	11.6
家庭からの排出量の推計値	5	716	9.1	5	785	8.8
合 計		7,902	100		8,946	100

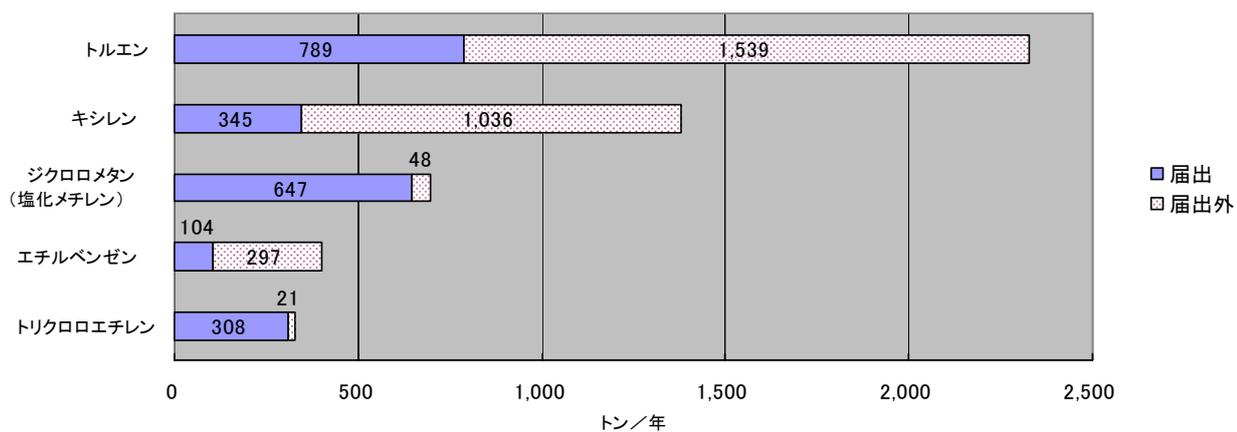
### 届出排出量・届出外排出量（推計値内訳）



イ 届出排出量と届出外排出量（推計値）の合計の多い物質

物 質	平成 19 年度			平成 18 年度		
	順位	量(トン)	割合(%)	順位	量(トン)	割合(%)
トルエン	1	2,328	29.5	1	2,667	29.8
キシレン	2	1,381	17.5	2	1,532	17.1
ジクロロメタン（塩化メチレン）	3	695	8.8	3	735	8.2
エチルベンゼン	4	400	5.1	4	453	5.1
トリクロロエチレン	5	329	4.2	5	418	4.7
5 物質計		5,134	65.0		5,804	64.9

届出排出量・届出外排出量上位5物質とその排出量



## P R T R制度の概要

(Pollutant Release and Transfer Register)

### 1 P R T R制度

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのある化学物質について、事業者は1年間に事業所から環境中へ排出した量等を自ら把握し、都道府県を經由して国に届け出ます。

国は、報告に基づいて排出量等を集計し、農業、家庭等に由来する推計分と併せて公表します。

事業者は、自主的に化学物質の管理、改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するとともに、国民の理解を深めるよう努めるための制度です。

### 2 P R T R届出対象業種（計23業種）

1 金属鉱業	2 原油及び天然ガス鉱業	3 製造業*	4 電気業
5 ガス業	6 熱供給業	7 下水道業	8 鉄道業
9 倉庫業	10 石油卸売業	11 鉄スクラップ卸売業	12 自動車卸売業
13 燃料小売業	14 洗濯業	15 写真業	16 自動車整備業
17 機械修理業	18 商品検査業	19 計量証明業	20 一般廃棄物処理業
21 産業廃棄物処分量	22 高等教育機関	23 自然科学研究所	

\*製造業は、さらに23業種に分割される

### 3 P R T R届出対象物質（第一種指定化学物質：354物質）

有害性があることを示す化学的根拠がある物質について、分解性などの性状や、製造、輸入、使用、生成の状況から見て、環境中に広く存在していると考えられる物質を選び、人の健康や生態系への影響も考慮し、第一種指定化学物質としています。

### 4 P R T Rデータの意味（別紙 P R T Rデータの性格と取り扱い上の留意点 参照）

- ① 今回の、事業者からの届出を基にした公表は、化学物質の排出・移動の状況を明らかにすることで、排出基準の有無にかかわらず、事業者が自ら化学物質の管理の改善を進めることにより、環境中へ排出する化学物質の総量の削減につなげようとするものです。
- ② 今まで、事業所は、濃度管理のみで、事業所から排出される化学物質の総量を把握・管理する義務がありませんでしたが、P R T R制度により、これまで環境中に排出していた化学物質の総量を把握することになりました。  
環境中に排出された物質は、大気や水で希釈され、更には分解されるなどして、薄い濃度で環境中に存在します。公表値は、希釈、分解を考慮せずに1年間に事業所から排出された化学物質の総量です。
- ③ P R T R制度では、1年間に排出・移動した化学物質の名称や、量について把握することはできますが、排出量の多さだけで問題があるかどうかは一概には言えません。
- ④ 環境に存在している化学物質が人の健康や生態系に悪影響を与える状況にあるかどうかは、P R T R制度で得られる排出量のデータに加え、環境中の存在状況、環境中での分解性や挙動、物質固有の有害性など、さまざまなデータを併せて解析する必要があります。
- ⑤ 今後、化学物質については、排出規制の他、事業者の自主的な管理が促進され、環境中への化学物質の排出総量は削減されていくと考えられます。

(別紙)

## P R T Rデータの性格と取り扱い上の留意点

### 1 届出排出量・移動量の限界

- ① 対象化学物質の排出が想定される事業者が届出の対象とされていますが、事業者の規模（従業員数）や業種、さらに対象化学物質の取扱量が一定量以上などの要件を満たす事業者が届出の対象となることから、届け出られた排出量・移動量は、全ての事業者からの排出量・移動量を網羅しているわけではありません。
- ② 事業者が届け出た排出量・移動量は、実測値に基づき算出する方法、物質収支により算出する方法、排出係数を用いて算出する方法など、化学物質排出把握管理促進法施行規則で認められた方法のうち、事業者が適当と判断した方法により把握されたものです。必ずしも実測値に基づくものではないため、その精度には一定の限界があります。

### 2 届出外排出量の推計値の限界

- ① 届出外排出量については、想定される主要な排出源を対象に国が推計していますが、現時点で利用可能な信頼できる知見が存在するもののみが対象となっており、全ての排出源を網羅したものとはなっていません。
- ② 届出外排出量の推計値については、現時点で利用可能な信頼できる知見に基づき推計を行っていますが、その精度には一定の限界があります。また、排出源の種類により精度が異なることにも留意が必要です。

### 3 届出排出量・移動量と届出外排出量の比較の限界

同一化学物質に係る届出排出量・移動量と届出外排出量の推計値とを比較する場合には、数値の精度に一定の限界があること、数値の精度は排出源により様々であること、届出排出量・移動量と届出外排出量の推計値を合わせても全ての排出源を網羅したものではないことに留意が必要です。

### 4 公表データによるリスク評価の限界

- ① P R T Rで公表されるデータはあくまで排出量又は移動量の集計値であり、環境中で人や動植物が実際にさらされる化学物質の量（暴露量）ではありません。また、化学物質が人の健康や動植物に影響を及ぼすおそれ（リスク）の大小を直接表すものでもありません。
- ② 化学物質のリスクを評価するには、有害性の評価とともに暴露評価を実施することが必要です。P R T Rで公表される排出量・移動量の集計値のみで人の健康や動植物への影響を論じることはできませんが、少なくとも、排出量の多い物質や地域の特定等、問題点を把握することが可能であり、リスク評価、あるいはそのための暴露評価の出発点となり得るものです。

### 5 その他

今回公表するデータは、平成 21 年 1 月末時点で都道府県及び関係省庁による確認を経て、経済産業省・環境省が把握していたものです。その後の事業者からの修正・追加等により、個別事業所データについて変更がある場合には、後日、ファイル記録事項（電子ファイル化され、開示対象となる個別事業所データ）が修正される予定です。